

過年度遡及修正専門委員会における検討状況

昨年12月の企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴い、四半期固有の論点など、四半期会計基準等の改正の検討を行っている。

1. ディスカッション・ポイント

(1) 四半期会計基準関係

① 第2四半期以降に会計方針の変更を行う場合の取扱い（審議(3)-2）

第2四半期以降に会計方針の変更を行う場合、当期におけるそれ以前に終了した四半期会計期間に新たな会計方針を遡及適用することができないときは、国際的な会計基準と同様、翌年度の期首から新たな会計方針を適用することとするかどうか。なお、当期首に遡及適用できない場合にも、会計方針の変更を認めるべきであるという意見について、結論の背景で記載することかどうか。

② 遡及適用が実務上不可能な場合の注記情報（審議(3)-3）

当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合で、前年度の期首から将来にわたり新たな会計方針を適用しているときは、新たな会計方針が前期の第1四半期に遡及適用された比較情報の開示が行われているため、開示の迅速性の要請に配慮し、新たな会計方針による前四半期の影響額のみを記載を求めることかどうか。

③ 四半期財務諸表における報告セグメントの量的な重要性の変化による変更について（審議(3)-3）

報告セグメントの量的な重要性の変化による変更は、「表示方法の変更」にかかわるものであるため、年度では、会計基準第24号の原則的な取扱いを踏まえ、前年度のセグメント情報の組替を求めることとしている。このため、四半期会計基準では、どのように取り扱うか。

（案1）国際的な会計基準（IAS34号）で変更後の区分によるセグメント情報の開示までは求められていないことや、四半期財務諸表の開示の迅速性も踏まえ、変更の影響額を記載することとし、前年度のセグメント情報の組替は任意とする。

（案2）年度との整合性を踏まえつつ、四半期財務諸表の開示の迅速性にも配慮し、組替後の前年度の四半期セグメント情報が最高経営意思決定機関に対して提供され、使用されている場合には、影響額の記載に代え、組替後の前年度のセグメント情報を開示することが考えられる。（専門委員会での意見を反映）

2. 専門委員会、委員会における四半期会計基準等に関する検討スケジュール

専門委員会日程	委員会日程	主な審議事項
2月15日	2月25日	・四半期会計基準等の文案検討
3月4日（予備）	3月25日	・四半期会計基準等の公開草案議決予定

以上